別紙様式第一号の二（第九条、第三百二十九条第一項、第三百五十条第一項関係）　［略］
別紙様式第九号（第四十三条、第五十一条第一項関係）

（日本産業規格Ａ４）
（第１面）　［略］
（第２面）

＊　登　録　番　号	財務（支）局長（登金）第　号（　年　月　日）
［１～12　略］	
13　投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する使用人、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う使用人及び権利者のため運用を行う権限を委託する場合における当該委託に係る業務の監督を行う部門を統括する使用人の氏名	［略］
［14～22　略］	
23　投資運用関係業務を委託する場合においては、その旨並びに委託先の商号、名称又は氏名及び当該委託先に委託する投資運用関係業務の内容	別添９のとおり
24　投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者（当該投資運用関係業務を行うことにつき法第66条の71の登録又は法第66条の75第４項の変更登録を受けている者に限る。以下同じ。）に委託する場合において、法第33条の８第１項の規定により読み替えて適用する法第33条の５第１項第３号イただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保するときは、その旨及び当該役員又は使用人の氏名又は名称	別添10のとおり

（注意事項）
［略］

別紙様式第一号の二（第九条、第三百二十九条第一項関係）　［同左］
別紙様式第九号（第四十三条、第五十一条第一項関係）

（日本産業規格Ａ４）
（第１面）　［同左］
（第２面）

＊　登　録　番　号	財務（支）局長（登金）第　号（　年　月　日）
［１～12　同左］	
13　投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する使用人及び金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う使用人の氏名	［同左］
［14～22　同左］	
［項を加える。］	
［項を加える。］	

（注意事項）
［同左］